

やまなし Yamanashi Roudou 労働

労働情報誌

2014年 春号 No.653

目次

- 勤労者福祉資金融資制度について 2
- 平成26年度技能検定(前期)のお知らせ 3
- 特定(産業別)最低賃金の改定について 4
- 平成26年度均等・両立推進企業表彰について 5
- ワークライフバランスQ&A 6

山梨県 産業労働部 労政雇用課

「2015やまなし学生就職面接会」の開催について

県では、平成27年3月新規大学等卒業者の県内就職と、県内企業の人材確保を支援するため、「2015やまなし学生就職面接会」を開催します。

- ◇ 日 時 平成26年4月24日(木)午後1~4時(受付は午後0時30分~)
- ◇ 対 象 ・ 県内への就職を希望する平成27年3月新規大学等卒業者及び卒業後概ね3年以内の既卒者
・ 山梨県内を就業地とする「求人票(大卒等)」が管轄のハローワークに受理されている企業
- ◇ 場 所 ベルクラシック甲府(甲府市丸の内1-1-17)
- ◇ 内 容 (1) 企業との個別面接 (2) 各種相談コーナーの設置
- ◇ 参加方法 ・ 企業の方は、事前の申し込みが必要です。・求職者の方は、事前の申し込みは不要です。
- ◇ 参加費用 無料(交通費等は参加者の御負担となります。)
- ◇ 問い合わせ 県労政雇用課 TEL055-223-1562 FAX055-223-1564



詳しくは、<http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/yama-navi/index.html> をご覧ください。

「山梨U・Iターン就職フェア」の開催について

山梨県内へのU・Iターン就職を希望する平成27年3月大学等卒業者等及び一般求職者の県内就職と、県内企業の人材確保を支援するため、「山梨U・Iターン就職フェア」を開催します。

- ◇ 日 時 平成26年6月上旬
- ◇ 対 象 ・ 平成27年3月大学等卒業者及び既卒者、U・Iターン就職を希望する一般求職者
・ 山梨県内を就業地とする開催日時時点で有効な求人票が、管轄のハローワークに受理されている企業
- ◇ 場 所 東京23区内(未定)
- ◇ 内 容 (1) 企業との個別面接 (2) 各種相談コーナーの設置
- ◇ 参加方法 ・ 企業の方は、事前の申し込みが必要です。・求職者の方は、事前の申し込みは不要です。
- ◇ 参加費用 無料(交通費等は参加者の御負担となります。)
- ◇ 問い合わせ 県労政雇用課 TEL055-223-1562 FAX055-223-1564

平成25年年末一時金要求・妥結状況(最終)

県労政雇用課では、県下の民間労働組合(中小企業93組合、大企業112組合)を対象に、「年末一時金要求・妥結状況調査」を実施いたしました。12月31日現在を基準とした最終結果の概要は次のとおりです。

産業別の状況(全体平均)	分類名	要 求 状 況			妥 結 状 況		
		組合数	額(円)	月数(月)	組合数	額(円)	月数(月)
	鉱業、採石業、砂利採取業・建設業	3	X	X	3	X	X
	製造業	63	654,003	2.22	63	620,815	2.10
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	X	X	1	X	X
	情報通信業	7	706,996	2.31	6	684,265	2.27
	運輸業	12	859,003	3.32	12	707,081	2.75
	卸売業、小売業	16	577,300	2.17	13	411,174	1.56
	金融業、保険業・不動産業	4	467,762	1.86	4	320,864	1.25
	サービス業、その他	24	701,473	2.56	23	468,781	1.72
	合 計	130	670,971	2.37	125	577,203	2.03

注) 1 数値は、加重平均(組合員一人あたりの平均)で算出している。注) 2 組合数が3以下の場合はX表示とする。
詳しくは、http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/h25_nenmatu_saishuu.html

山梨県勤労者福祉資金融資制度

県では、勤労者が安定した生活を送れるよう、低利の生活資金融資を行っています。

- ◇ 対象者 県内に居住し、従業員300人未満の中小企業に1年以上雇用されている方など。
- ◇ 資金使途 医療、慶弔、教育、住宅補修、災害、その他の資金
- ◇ 金利 年1.7%（平成26年3月31日貸付分まで 別途保証料が必要です）
- ◇ 融資限度額 100万円
- ◇ 返済期間 5年以内

詳細は以下のお問い合わせ先までお電話ください。【県労政雇用課】055-223-1561

中小企業労働施策アドバイザーをご存知ですか

～労務管理の改善、労働福祉の向上を支援～

中小企業労働施策アドバイザーは、県労政雇用課に所属し、各企業等に対して労働関連の各種支援を行っています。労働相談等は無料、また秘密は厳守しますので安心してご利用下さい。主な活動内容は以下の通りです。

- ・労働相談もしくは関連機関のご紹介
- ・各種助成金制度のご案内
- ・ワーク・ライフ・バランスの事例のご案内
- ・社内コミュニケーション診断（NRCS）の実施

○お問い合わせ先 県労政雇用課 TEL 055-223-1561 FAX 055-223-1564
E-mail rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp

がん検診受診率50%をめざして がん予防サポートチーム募集中!!



がんは、死亡原因の第1位。山梨県でも3人に1人が「がん」で死亡しています。大切な命を落とさないためには、早期発見、早期治療が必要であり、そのためにも、がん検診を受診することが重要となります。もっと、受けて欲しいがん検診。しかし、現実には20%～30%台の受診率です。がんによる死亡者を減少させるために、山梨県では「がん検診受診率50%」を目指して「がん予防サポートチーム」として活動していただける企業や、団体等を募集しています。

- 活動内容 ・卓上旗の掲示や受診促進カードの配布 ・家族や友人、来所者等にごがん検診受診を勧める
・イベントや会報誌などでがん検診をPR ・その他、創意工夫した取り組み等
- サポートチームには、卓上旗、受診促進カードをお渡しします。
- 県庁ホームページなどで、サポートチームを紹介させていただきます。
- メーリングリストによる情報提供をします。
- お問い合わせ先

山梨県福祉保健部健康増進課 055-223-1497

山梨県 サポートチーム

検索

「がん就労者」支援マニュアルのご案内

がんは、県民の2人に1人が罹患し、3人に1人が亡くなる身近な病気であり、働き盛りのがん経験者にとって就労は大きな問題となっています。

山梨県がん対策推進計画（第2次）（平成25年3月策定）では、「従業員ががん患者となった場合に安心して療養することができる環境や働きながらがんの治療が受けられる環境の整備、さらに家族ががん患者になった場合でも従業員が安心して家族を看護することができる環境の整備」を目標とし、事業者に対してがん患者の就労等についての理解の醸成を進めることを挙げています。

そこで、厚生労働省の研究班が「がん就労者」支援マニュアルを作成いたしましたので、がん治療と就労の両立を目指す従業員への支援に向けて役立ててくださいますようご案内いたします。



本マニュアルはホームページよりダウンロードしてご利用いただけます。

がんと就労

検索

平成26年度技能検定(前期)のお知らせ

技能検定は「職業能力開発促進法」にもとづいて、受検者の皆さんのもつ技能を一定の基準によって検定し、その技能の程度を、特級から3級及び単一等級に区分して公証する国家検定制度です。

● 実施日程

前 期	
受検申請受付	平成26年4月 7日から4月18日まで
実技試験期間	平成26年6月 4日から9月 9日まで
学科試験日	平成26年7月20日※、8月24・31日、9月7日
合格発表	平成26年8月22日※、10月3日

※金属熱処理及び写真を除く3級職種が対象

● 主な実施職種

前 期	園芸装飾、造園、鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、石材施工、プラスチック成形、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、フラワー装飾、路面標示施工、その他
後 期	さく井、金型製作、工場板金、金属ばね製造、機械検査、機械保全、半導体製品製造、時計修理、光学機器製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、石材施工、パン製造、電気機器組立て、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図、塗装、その他 ※後期のみ特級実施

◎上記の実施日程および主な実施職種は予定です。(お問い合わせ先: 県産業人材課 TEL:055-223-1566 FAX:055-223-1560)

能力開発セミナーのご案内

受講者
募集中

平成26年3月～26年5月分 開講

本セミナーは、働く皆さんの能力開発や企業の人材育成をお手伝いするものです。職業に必要な知識や技能の向上、資格取得等を目的とした講座を実施しています。さらに、能力開発に関する相談も受け付けています。

県立産業技術短期大学校塩山キャンパス TEL0553(32)5202				
コース名	実施月	時間帯	受講料(円)	
電子回路シミュレータ入門 SPICE編	3月	昼	2,100	
国内旅行業務取扱管理者試験講座 (旅行業法・旅行業法約款・各種約款)	3月	昼	4,900	
国内旅行業務取扱管理者試験講座実務 (料金計算・観光地理他)	3月	昼	4,900	
NC旋盤加工技術	3月	昼	3,300	
プログラミング初心者のための プログラム入門「Java編」	4月	昼	5,100	
Java入門 1	4月	昼	3,400	
新入社員研修	4月	昼	1,000	
福祉住環境コーディネーター2級	4月	夜	2,100	
イングリッシュコミュニケーション	4・5月	夜	2,100	
Java入門 2	5月	昼	3,400	
ワード基礎 第1回	5月	夜	2,100	
ワード応用 第1回	5・6月	夜	2,100	
県立峡南高等技術専門学校 TEL0556(22)3171				
コース名	実施月	時間帯	受講料(円)	
エクセル応用 第2回	3月	夜	2,100	
新入社員講座	4月	昼	1,000	
初心者のためのパソコン講座	4月	夜	2,100	
ワード基礎	5月	夜	2,100	
エクセル基礎	5・6月	夜	2,100	

県立産業技術短期大学校都留キャンパス TEL0554(43)8911				
コース名	実施月	時間帯	受講料(円)	
3次元CADによる機械設計の基礎	3月	昼	3,300	
初心者のためのパソコン講座 第2回	3月	夜	2,100	
ホームページ開設	3月	夜	2,100	
新入社員研修	4月	昼	1,000	
初心者のためのパソコン 第1回	4月	夜	2,100	
第二種電気工事士筆記試験準備講座	4・5月	夜	4,200	
シーケンス制御の基礎	5月	夜	2,100	
ウィンドウズ	5・6月	夜	2,100	
県立就業支援センター TEL055(251)3210				
コース名	実施月	時間帯	受講料(円)	
ビジネスパソコン講座 ネットショップサイト作成	3月	夜	2,100	
新入社員講座 第1回	4月	昼	1,000	
新入社員講座 第2回	4月	昼	1,000	
ワード基礎&エクセル基礎講座	4月	夜	2,100	
初心者のためのパソコン講座	4・5月	夜	2,100	
第二種電気工事士試験対策講座 (学科I・II)	4・5月	夜	4,200	
パワーポイント基礎講座	5月	夜	2,100	
パワーポイントビジネス活用講座	5・6月	夜	2,100	

※消費税率改定に伴い、平成26年4月1日より一部の講座について、受講料が変わりますのでご注意ください。

※申込受付は、講座開始日の2ヵ月前からです。あらかじめ、電話等で応募状況を確認してください。

※時間帯については、原則として<昼:9時～16時/夜:18時～21時>ですが、施設・コースによって異なる場合がありますので、よくご確認ください。

※このほかの講座情報や、申込方法については、山梨県のホームページでご覧いただけます。http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/index.html

山梨労働局からのお知らせ

特定(産業別)最低賃金が改定されました！

特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日
山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	806円	H25.12.26
山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金	815円	H25.12.21

「山梨県最低賃金」は、平成25年10月18日から時間額706円に改定されています。

各都道府県の最低賃金は、厚生労働省の最低賃金に関する特設サイト(URL:<http://pc.saiteichingin.info/>)から確認することができます。

労働契約法に特例が設けられました

労働契約法(以下「法」という。)について特例を規定した「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」が、平成25年12月13日に公布され、法第18条の特例に関する規定については、平成26年4月1日から施行されます。

研究開発法人、大学等の研究者等は、その有期労働契約を無期労働契約に転換させるための申し込みを行うために通算契約期間が5年を超えることが必要とされていることについて、この特例により、10年を超えることが必要となりました。

法第18条の特例について詳しくは、山梨労働局労働基準部監督課(055-225-2853)までお問い合わせ下さい。

労働基準行政関係功労者表彰

～ 山梨労働局地方労災医員 山梨労災保険診療費審査委員会委員の4名 ～

厚生労働省は、厚生労働行政の推進に多大な功績を挙げられた4名に対し、厚生労働大臣表彰及び厚生労働省労働基準局長表彰を決定し、今般、山梨労働局長(島浦幸夫)から伝達いたしました。

4名の方々は、山梨労働局地方労災医員又は山梨労災保険診療費審査委員会委員として、医学的専門分野からの公正・的確な助言・指導を行い、労働基準行政に対し貢献されています。

記

〔敬称略〕

厚生労働大臣表彰

氏名	勤務先・役職名	職名、年数
わかお 徳男 若尾 徳男	歯科若尾院長	山梨労災保険診療費審査委員会委員17年6か月歴任。

厚生労働省労働基準局長表彰

氏名	勤務先・役職名	職名、年数
みやた りょうじ 宮田 量治	山梨県立北病院副院長	山梨労働局地方労災医員10年7か月歴任。
ふじわら さぶろう 藤原 三郎	山梨県立中央病院副院長	山梨労災保険診療費審査委員会委員10年10か月歴任。
やまにし まさあき 山西 政昭	(医)清山会甲府眼科医院院長	山梨労災保険診療費審査委員会委員10年10か月歴任。

山梨労働局からのお知らせ

平成26年度 均等・両立推進企業表彰

厚生労働省及び山梨労働局では、「職場における女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組(ポジティブ・アクション)」及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の企業の模範となる取組を推進している企業を表彰しています。平成26年度の各賞候補を募集します。ぜひご応募ください。

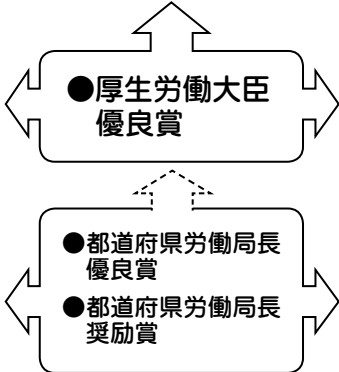
応募期間 平成26年3月31日まで

●厚生労働大臣最優良賞 両部門に優れた企業

均等推進企業部門

- ★ポジティブ・アクションを企業の方針として示し、積極的に取り組んでいることを公表している。
- ★ポジティブ・アクションとして、採用拡大、職域拡大、管理職登用または職場環境・職場風土の改善に取り組んでいる。

等



ファミリー・フレンドリー企業部門

- ★両立指標の点数が一定程度以上。
- ★法の規定を上回る育児・介護休業制度や所定労働時間短縮などの措置を導入し、よく利用されている。
- ★男性労働者について、一定の育児休業取得実績がある。
- ★法定時間外労働が概ね年150時間未満。
- ★年次有給休暇取得率が概ね50% (大臣賞は60%)以上。
- ★次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、または認定を目指している。

等

【応募・お問い合わせ】
 厚生労働省山梨労働局雇用均等室
 〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11 電話 055-225-2859

メンタルヘルス対策支援センターへの利用案内

～精神科医による相談を受け付けております。～

メンタルヘルス不調者への対応には、精神科医等の専門家の意見が必要です。当センターにおいて、毎月第一火曜日の午後1時～午後5時まで精神科医がメンタル全般に渡り相談に応じております。相談に係る費用は全て**無料**です。お気軽にご利用ください。なお、相談を希望する場合は事前に電話予約をお願い致します。

相談窓口	電話 055-220-7040 (13時～17時)	甲府市丸の内2-32-11 山梨県医師会館4階
	FAX 055-220-7041 (24時間受付)	独立行政法人労働者健康福祉機構 山梨産業保健推進連絡事務所内メンタルヘルス対策支援センター

うつ病などによる休職から、円滑な職場復帰を図るために

山梨障害者職業センターでは、職場に復帰するための専門的な援助(リワーク)を実施しています。(リワークとは、「復職」のReturn to Workを意味しています。)

リワークは、うつ病などにより休職中の方で主治医が職場復帰のための活動を開始することを了解している方を対象としています。(すでに会社を離職した方、主治医からまだ休養が必要と判断されている方は対象になりません。)

障害者職業カウンセラーが休職中の方やご家族から職場復帰に対するお考えなどを伺い、その後主治医、会社の担当者と相談しながら職場復帰のための、次のようなウォーミングアップを行います。

生活リズムの立て直し、ストレスへの対処方法、作業メニュー(脳トレ等)

お問い合わせは **山梨障害者職業センター**

■ TEL 055-232-7069 ■ FAX 055-232-7077
 ■ 住所 〒400-0864 甲府市場田2-17-14

ワーク・ライフ・バランス

第2回

Q ワーク・ライフ・バランスは育児をしている一部の人のための両立支援なの？

A いいえ、働くすべての人の働き方を見直す取組です。

ワーク・ライフ・バランスについて次のような誤解をする人も多いようです。

■ 誤解1「ワーク・ライフ・バランスは育児中の女性のためのもの？」

ワーク・ライフ・バランスは育児中の女性のためだけのものではありません。子育て期の男性はもちろん、親の介護をする必要がある人、将来に向けて自己啓発の学習に取り組みたい人、地域の活動に参加したい人、社内外のネットワークを広げたい人など、老若男女を問わず、様々な人がワーク・ライフ・バランスの実現を必要としています。

■ 誤解2「ワーク・ライフ・バランスは費用がかかる？」

ワーク・ライフ・バランスの推進にコストはあまりかかりません。育児や介護の休業中は給与の支払いは発生しませんし、女性社員が出産後も就業継続する場合は、退職した場合に比べて、むしろ新たな採用コストがかからなくて済むと言えます。業務効率化のためのIT導入や事業所内に保育園を設置する場合にはコストがかかりますが、これはワーク・ライフ・バランスのためだけに必要な「経費」ではなく、生産性や企業イメージの向上にもつながり、従業員の働く意欲の向上や優秀な人材の確保のための「経営上の投資」と言えます。

■ 誤解3「ワーク・ライフ・バランスは、従業員を甘やかす？」

ワーク・ライフ・バランスを導入すると、従業員が仕事よりも生活を優先し、残業を拒否するかもしれないと誤解する人もいます。「今は何よりも仕事に集中したい」と思い、頑張っている人を否定するものではありませんし、残業しないことが目的でもありません。急ぎの用件でやむを得ない残業の場合もあります。しかし、恒常的な長時間労働は、心身に悪影響を与え生産性を低下させます。なぜ残業が続くのか原因を見極め、効率的に働くための取組を進めることが必要です。

ワーク・ライフ・バランスは、働くすべての人が自分の生活時間を確保しながら仕事でも活躍して豊かな人生を目指すためのものです。

寄稿

人財多様性経営を支援する

公益財団法人21世紀職業財団

労働関係のトラブル解決をお手伝いします!!

～ 労働委員会の「あっせん」をご利用ください～

山梨県労働委員会では、使用者と個々の労働者との間に生じた労働条件などのトラブルの円満な解決をお手伝いするために「あっせん」を行っています。お気軽にご相談ください。

Q: あっせんとは何ですか？

A: 労働委員会の委員であるあっせん員が、当事者双方の言い分を聞き、問題点を整理し、中立公正に双方の歩み寄りによる解決をお手伝いするものです。(無料、秘密厳守)

Q: どのようなトラブルがあった場合にあっせん申請できますか？

A: 解雇や雇い止め、退職勧奨、出向・配置転換、労働条件の引き下げ、賃金未払い、いじめ・嫌がらせなど労働関係のあらゆるトラブルがあっせんの対象となります。

Q: 使用者もあっせん申請できますか。

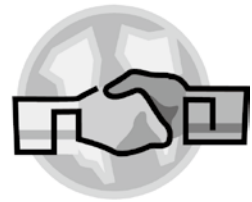
A: できます。

Q: あっせん員には誰がなるのですか？

A: 労働委員会の委員のうち、公益委員(弁護士等の学識経験者)、労働者委員(労働団体役員など)、使用者委員(会社経営者など)から1名ずつ指名され、合計3名であっせんを行います。

Q: 相手方があっせんの場に出席しない場合はどうしますか？

A: 労働者と使用者双方が自主的にあっせんの場に出席する必要があり、強制的に出席させることはできませんので、労働委員会として出席してもらえよう説得することになります。



☆ 制度の詳細は、山梨県労働委員会事務局(TEL 055-223-1827)までお問い合わせください。

詳しくはWEBで

「やまなし労働」に対するご意見、ご感想をお待ちしております。

山梨県産業労働部労政雇用課

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL 055-223-1563 FAX 055-223-1564
ホームページアドレス: <http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/index.html>
E-mail: rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp